

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成27年7月1日号）

【今号の内容】

- 6月から「安全衛生優良企業公表制度」の受付が開始されました
- 7月1日から1週間は、全国安全週間です
- 「イクメン企業アワード2015」・「イクボスアワード2015」を実施します
- パートタイム労働者の活躍を推進している企業を表彰します！
- 「ストレスチェック」実施促進のための助成金
- ストレスチェック制度サポートダイヤル
- 看護師・精神保健福祉士に対する研修（ストレスチェック制度の実施者になるために必要な研修）
- 仕事と家庭の調和のために、年次有給休暇を計画的に活用しよう
- 働き方・休み方改善改善ポータルサイト
- 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準
- 長時間労働の削減に向けて
- 受動喫煙防止対策の推進
- 中小企業事業主の皆さまへ「ワン・ストップ無料相談の御案内」

---

6月から「安全衛生優良企業公表制度」の受付が開始されました

---

「安全衛生優良企業公表制度」は、労働安全衛生に関して積極的な取組を行っている企業を認定・企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。

厚生労働省では、安全・健康で働きやすい職場をより増やしていくために、6月から、申請の受付を開始しました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075611.html>

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html)

---

7月1日から1週間は、全国安全週間です

---

厚生労働省では、7月1日から1週間を「全国安全週間」と定め、安全な職場環境を維持するため、労働災害を防止するための産業界での自主的な活動を推進するとともに、職場での安全に対する意識を深め、安

全を維持する活動の定着を図る機会としています。

これを機に、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、同じ職場にいる労働者全員で危険要因をいち早く見つけ出し、事故発生を未然に防ぐことが重要です。

平成27年度「全国安全週間スローガン」

「危険見つけてみんなで改善  
意識高めて安全職場」

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/annzennsyuukann.html>

---

「イクメン企業アワード2015」・「イクボスアワード2015」を実施します

---

厚生労働省では、育児を積極的に行う男性＝「イクメン」を応援し、男性の育児休業取得を促進するイクメンプロジェクトの一環として、今年度も「イクメン企業アワード」と「イクボスアワード」を実施します。

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000086897.html>

---

パートタイム労働者の活躍を推進している企業を表彰します！

---

厚生労働省では、パートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を「パートタイム労働者活躍推進企業」として表彰し、その取組を先進事例として広く発信することとしています。

応募方法等の詳細は、「パートタイム労働ポータルサイト」を御確認ください。

#### (1) 応募方法

パートタイム労働ポータルサイト内の「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」から応募用紙をダウンロードし、郵送で応募してください。

#### (2) 応募締切

平成27年 8 月 4 日（火）17時

<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

---

### 「ストレスチェック」実施促進のための助成金

---

平成26年 6 月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を義務づける制度が創設されました。（平成27年12月 1 日施行）

従業員数50人未満の事業場は、当分の間努力義務となりますが、この「『ストレスチェック』実施促進のための助成金」は、従業員数50人未満の事業場が合同中で、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の医師による面接指導などを実施した場合に、事業主が費用の助成を受けることができる制度です。

従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のために、ぜひ御活用ください。

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.rofuku.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1005/Default.aspx>

---

### ストレスチェック制度サポートダイヤル

---

独立行政法人労働者健康福祉機構では、ストレスチェック制度に関する電話相談窓口「ストレスチェック制度サポートダイヤル」を開設しました。

電話番号：全国統一ナビダイヤル 0570-031050

※通話料がかかります。

受付時間：平日10時～17時（土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日は除く）

※産業医、保健師等ストレスチェックの実施者、事業者、衛生管理者等ストレスチェック制度担当者等からのストレスチェック制度の実施方法、実施体制、不利益な取扱いなどに関する相談にお答えします。

<https://www.rofuku.go.jp/sangyouhoken/helpline/tabid/1008/Default.aspx>

---

## 看護師・精神保健福祉士に対する研修（ストレスチェック制度の実施者になるために必要な研修）

---

ストレスチェック制度の実施者になるために必要な研修として、労働安全衛生規則第52条の10第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（看護師・精神保健福祉士に対する研修）が開催されます。

ストレスチェックの実施者は、看護師や精神保健福祉士にとっては、医療機関や福祉行政機関だけでなく、新たな活躍の場として注目されています。今後のご自身の働き方のひとつとして、当研修を受講することで、ストレスチェック実施者として活躍できます。

### 【ストレスチェック実施者要件】

看護師、精神保健福祉士で、次のいずれかの要件を満たす方

- (1) 厚生労働省の定める研修の修了者
- (2) 平成27年11月30日現在において、「労働者の健康管理業務」に3年以上従事した経験のある者  
(経過措置)

### 【研修開催状況】

- (1) 8月31日(月) 場所：東京都
- (2) 9月30日(水) 場所：東京都
- (3) 10月24日(土) 場所：東京都

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou.html#head-6>

---

仕事と家庭の調和のために、年次有給休暇を計画的に活用しよう

---

1. 働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？  
土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせると連休を実

現する「プラスワン休暇」を推奨しています。労使協調のもと、年次有給休暇を組み合わせることで3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

## 2. 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki jun/jikan/dl/yukyu\\_poster6-00.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/jikan/dl/yukyu_poster6-00.pdf)

---

## 働き方・休み方改善ポータルサイト

---

厚生労働省では、企業の皆さまが社員の働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設しています。

サイトでは、専用指標によって企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」や、「企業における取組事例」などを掲載しています。社員が自らの働き方・休み方を振り返るための診断も行えます。

### 【主なコンテンツ】

- 1 働き方改革に取り組む企業の「取組事例」の紹介
- 2 「働き方・休み方改善指標」による企業診断
  - (1) 企業診断の結果に基づき、対策を提案
  - (2) 提案内容に関連した取組を実施している企業の取組事例を紹介

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

---

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準

---

本基準は、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにすることにより、労働時間の適切な管理の促進を図るものです。

使用者は、本基準を尊重し、労働時間を適正に把握するなど、適切な労働時間管理を行ってください。

- 1 始業・終業時刻の確認・記録
- 2 労働時間の記録に関する書類の保存
- 3 労働時間を管理する者の職務
- 4 労働時間等設定改善委員会等の活用

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html)

---

## 長時間労働の削減に向けて

---

厚生労働省では、パンフレット「長時間労働の削減に向けて」を作成しました。

トップが危機意識を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。

### 【掲載内容】

- ・長時間労働解消に向けた取組内容の点検
- ・違法な長時間労働が認められたことによる送検事例
- ・長時間にわたる過重な労働による過労死に関する労災認定事例
- ・過労死を発生させた事業場に関する民事裁判事例
- ・働き方改革に向けた取組
- ・相談窓口等一覧

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/pdf/chojikanroudou.pdf>

---

## 受動喫煙防止対策の推進

---

労働者の安全と健康を確保するため、労働安全衛生法が改正され、平成27年6月1日から事業者及び事業場の実情に応じ、労働者の受動喫煙防止に係る適切な措置を講ずることが努力義務とされました。

- 1 法律の内容
  - ・ 事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
  - ・ 国は、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進等の必要な援助に努める。
- 2 国による支援措置の概要
  - ・ 受動喫煙防止対策助成金

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000049191.html>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

---

中小企業事業主の皆さまへ「ワン・ストップ無料相談の御案内」

---

最低賃金引き上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。

こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、栃木労働局では委託事業としてワン・ストップで無料相談に応じる場を設けています。

**【栃木県中小企業総合相談支援センター】**  
(栃木県最低賃金総合相談支援センター)  
宇都宮市鶴田町3492-46  
栃木県社会保険労務士会館内  
《開所日》毎週火曜日  
午前9時～午後5時

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/topics/chingin/2706onestop.pdf>

**【配信停止】**

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課  
rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225